

○筑波大学名誉博士称号授与規則

平成17年3月24日
法人規則第5号

改正 平成31年法人規則第27号

筑波大学名誉博士称号授与規則

(目的)

第1条 この法人規則は、筑波大学名誉博士（以下「名誉博士」という。）の称号の授与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(資格)

第2条 名誉博士の称号は、学術文化又は国際交流の発展に顕著な業績を挙げ、筑波大学の教育研究上多大な功績があった者に授与する。

(選考手続)

第3条 副学長又は部局長その他の組織の長は、前条に該当すると認められる者（以下「候補者」という。）があるときは、別記様式第1号の名誉博士候補者推薦書によりこれを学長に推薦することができる。

2 学長は、前項の推薦があったとき、又は学長が推薦する候補者があるときは、運営会議に付議するものとする。

(称号の授与)

第4条 名誉博士の称号の授与は、運営会議の議に基づき、学長が決定する。

(名誉博士記)

第5条 名誉博士には、別記様式第2号の名誉博士記を交付する。

附 則

この法人規則は、平成17年3月24日から施行する。

附 則 (平31.4.26法人規則27号)

この法人規則は、平成31年5月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

年 月 日

筑波大学長 殿

推薦者 職名
氏名

印

名誉博士候補者推薦書

下記の者は、名誉博士の称号を授与するにふさわしいと認められますので、推薦いたします。

記

氏名		国籍	
所属機関		職名	
生年月日		性別	
学歴 及び 職歴			
業績等(著書、 論文、受賞等)			
推薦理由			
その他特記 すべき事項			

名博第 号

名 誉 博 士 記

氏 名

あなたは学術文化（国際交流）の発展に顕著な業績を挙げ筑波大学の教育研究上多大な功績がありましたので筑波大学名誉博士の称号を授与します

年 月 日

筑波大学長 ○ ○ ○ ○ 印

- 備考 1 用紙は、A4縦・横書きとする。
2 授与に当たっては、英語による翻訳文を添付する。